

<基本情報①(自治体情報)>

都道府県市名	愛知県豊橋市		
高校入試 担当部署名	豊橋市立豊橋高等学校		
TEL	0532-62-0278	FAX	0532-65-1200
URL	http://www.highschool.toyohashi.ed.jp/		

<基本情報②(担当した有志の会メンバー情報)>

調査担当者名	築樋博子 (所属: 豊橋市教育委員会)
--------	----------------------

<全国一覧掲載情報>

I 全日制高校について				II 定時制高校について			
A.外国人生徒		B.中国帰国生徒等		C.外国人生徒		D.中国帰国生徒等	
A2.措置	A3.枠	B2.措置	B3.枠	C2.措置	C3.枠	D2.措置	D3.枠
				○	×	○	×

調査した人から、関係者の皆さんへお知らせ

1.外国人生徒の高校入試などについて、近くで相談できる場所	豊橋市教育委員会学校教育課 外国人児童生徒教育相談コーナー
2.多言語による関連情報	豊橋市教育委員会「外国人児童生徒教育資料」 のHPに「進路を考える会資料」と「進路の手引き」を日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語、中国語版を公開している。 (http://www.gaikoku.toyohashi.ed.jp/)
3.その他	毎年夏に、豊橋市教育委員会主催で「進路を考える会」を開催している。

I 全日制高校について		
	A.外国人生徒	B.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		
2-1が有(○印)の場合その名称		
2-2.滞日年数制限		
2-3.措置の内容		
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		
3-1が有(○印)の場合その名称		
3-2.滞日年数制限		
3-3.入学枠のある学校数/全学校数		
3-4.学校名		
3-5.定員	①定員内(枠内)	
	②定員外(枠外)	
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか (定員数内で不合格を出さない内規等があるか)		
3-7.試験内容		
備考		

II 定時制高校について		C.外国人生徒	D.中国帰国生徒等
1.2020年度中について、外国人生徒や中国帰国生徒等の在籍の有無		有	把握せず
2-1.2021年度の一般入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等が受けられる入試特別措置の有無		○	左記外国人生徒等の「等」に含まれる
2-1が有(○印)の場合その名称		外国人生徒等にかかる受検上の配慮	
2-2.滞日年数制限		小学校第4学年以上の学年に編入学した者若しくは第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者又は入国後の在日期間が6年以内の者	
2-3.措置の内容		(1) 基礎学力検査については、漢字にルビを付した問題によって行う。 (2) 面接については、外国人生徒等の事情に配慮しつつ、個人面接を行う。	
3-1.2021年度の入試において、外国人生徒もしくは中国帰国生徒等を対象とした特別入学枠の有無		×	
3-1が有(○印)の場合その名称			
3-2.滞日年数制限			
3-3.入学枠のある学校数/全学校数			
3-4.学校名			
3-5.定員	①定員内(枠内)		
	②定員外(枠外)		
3-6.特別枠の定員数は明確となっており、かつその数まで合格を認めているか(定員数内で不合格を出さない内規等があるか)			
3-7.試験内容		(1) 前期選抜及び後期選抜の入学志願者全員に対し、作文及び面接を行う。ただし、高等学校長が必要と認めた場合は、愛知県教育委員会に届け出て、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて基礎学力検査を行い、その成績を合否判定の資料に加えることができる。 (2) 基礎学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)の基礎的な内容とする。	
備考		措置を申請した受検者33人・合格者29人 (昼間定時:受検者16人・合格者13人) (夜間定時:受検者17人・合格者16人)	

Ⅲ 高校入学後の状況	
1.日本語指導が必要な生徒に対して、入学後の日本語や教科の支援(補習等)にかかわる当該自治体の施策の有無	有
2.有の場合、その施策の内容	定住外国人等高校生日本語学習支援事業 対象生徒:豊橋高等学校の夜間定時制課程に通う生徒 授業実施時間:年間50時間(25日×2時間) ○基本的な日本語学習や補助的な学習指導を行う。 ○本事業を通して、基礎的な日本語能力を高め、高校課程の学力が向上し、外国人生徒が彼ら自身の個性を發揮して進路を切り拓いていくことを目指す。
3.2020年度の入試について、直接来日後の外国籍の受験者(外国において、学校教育における9年の課程を修了した者)の有無	有 7名(昼間定時:1名/夜間定時6名)
4.2019年度中に、直接来日後による編入学者の有無	なし

Ⅳ 日本国内にある外国人学校からの入学について		
	↓記入欄	備考
1-1.各種学校の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	×	
1-2. 1-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		学校教育法第1条に定められている学校ではないため。
2-1.各種学校ではないが、本国政府の認可を得た外国人学校の中等部の卒業生について、一般の受験(受験)資格とは別に高校受験(受験)者資格を認めているか否か	×	
2-2. 2-1で認めている場合 ①外国人学校中等部の卒業生には、そのまま他の生徒と同様に高校入学者選抜の受験(受験)を認めている(外国人学校の指定その他の条件を付している場合はその条件を記載) ②学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認を、中卒認定試験・外国人特別入試等とは別途、高校入試に先立って行っている。 ③上記②を実施しておらず、外国人特別入試等を実施し、この合格をもって学校教育法施行規則第95条第5項に定める「中学校を卒業したものと同等以上の学力」があるかどうかの確認としている。 ④その他(方法を備考欄に記入)		学校教育法第1条に定められている学校ではないため。
3.上記のⅠⅡ特別措置と入学枠での滞日年数制限について、日本国内にある外国人学校の在籍期間は、日本での在住期間に含むか否か		含む
4.外国人学校の中等部の卒業生について、2020年度入試において受験(受験)希望があったか		×